

平成27年度

県立大宮光陵高等学校

いじめの防止基本方針



目 次

はじめに	2
第1 いじめの未然防止のための取組	2
第2 いじめ早期発見への取組	2
第3 いじめの早期解決への取組	2・3
第4 いじめ問題に向けての校内組織	3
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	4
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	5
第7 年間行事予定	5

はじめに

県立大宮光陵高等学校は、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

第 1 いじめの未然防止のための取組

本校は、全職員が、いじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識の下、企画委員会や生徒指導部、学年、各教科並で以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

- (1) 教職員全員がいじめに対する意識や理解を共有する機会づくり
- (2) 生徒たちやHRの実態把握
- (3) 自己有用感をもてる授業や行事のとりくみ
- (4) 生徒たちによる“光陵いじめノックアウト宣言”のとりくみ

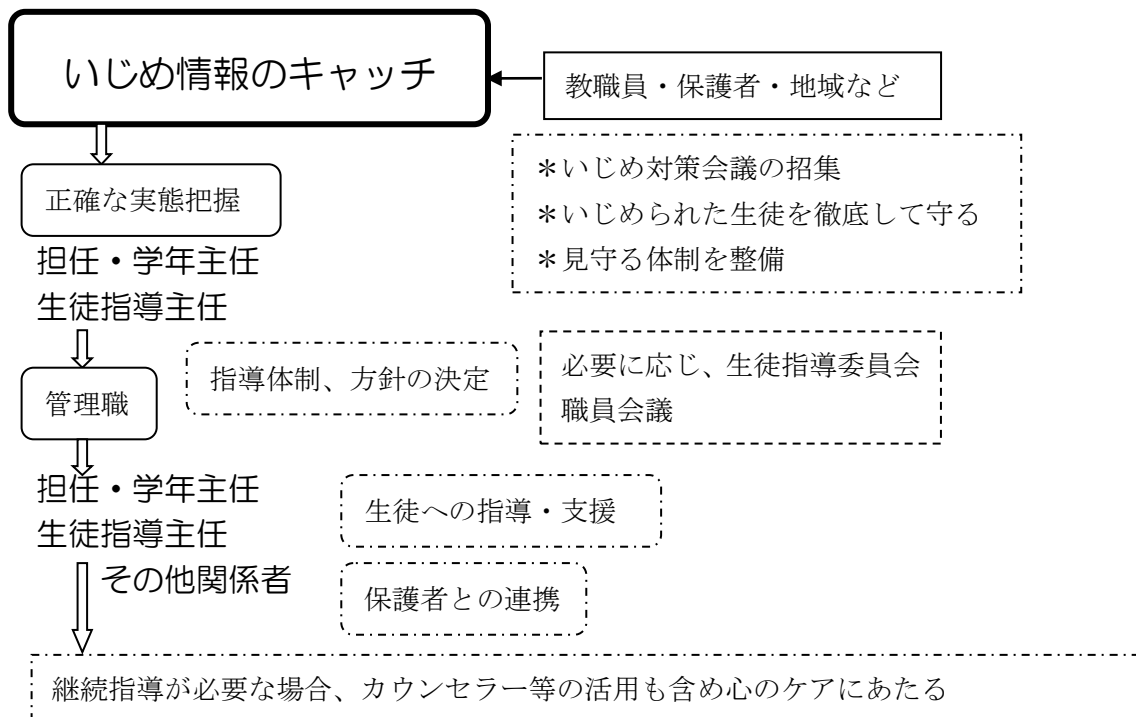
第 2 いじめ早期発見への取組

本校では、「自立」「協調」「創造」の校訓に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍のできる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) 生徒指導部を中心に
「生徒対象いじめアンケート調査」を年2回（6月末、11月末）実施。
- (2) 生徒指導部を中心に
「保護者対象いじめアンケート調査」を年2回（6月末、11月末）実施。
- (3) 休み時間、昼休み、放課後などあらゆる生徒との接触の機会に、教職員が生徒たちの様子に目を配り、人間関係がどうであるか、気になる生徒はいないかの情報交換を学年会、指導部会などでおこなう。
- (4) 教育相談係を中心に生徒の相談窓口となる教育相談体制をさらに整備する。

第 3 いじめの早期解決への取組

本校において、いじめの兆候が見られたり、いじめが発見されたときは、速やかに以下の対応をとる。



第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、いじめ対策会議（仮称）を設置する。

【構成員】

この会議の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

【活動内容】

- いじめ防止のための年間計画の詳細策定
- 家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
- 生徒指導部が実施したアンケートの集計と分析

【開催】

- 年3回開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒（児童生徒）の状況に至る要因が当該生徒（児童生徒）に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒（児童生徒）の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 生徒（児童生徒）が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒（児童生徒）が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒（児童生徒）や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図るとともに保護者と緊密に連携・協力して、双方で指導をおこなえるようにする。

- (1) 保護者に対して入学説明会、保護者会などで未然防止の観点、早期発見観点からトラブルやいじめの深刻さ、生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく学校へ相談をするよう伝える。
- (2) 生徒へはあらゆる機会を利用して、ネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理をふまえた指導をする。
- (3) 関係機関と連携してネット上の書き込みや画像等への対応をすると同時にネット上のいじめへの対応は早期対応する。

第7 年間行事予定（例）

- * 4月当初 いじめ防止教育（生徒指導部・学年）
- * 6月末 いじめに関するアンケート（生徒・保護者）複数回
- * 月 （学校評議委員会において基本方針の協議・学校評価懇話会における現状把握）
LHR等の活用・講演会の実施
- * 11月 生徒会中心に生徒による取組（いじめ撲滅強調月間の取組）
- * 11月末 いじめに関するアンケート（生徒・保護者）
- * 2月 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討